

第4章 住宅

外国人が日本で住居を探すのは難しいのが現実ですが、県では、国籍や民族の違いなどの理由でアパート入居のあっせんや仲介を断られることのないよう業者の指導にあたっているほか、住宅に困っている人に安い家賃で住宅を提供するための県営住宅の整備・運営などを行っています。

1 公営住宅等

(1) 県営住宅

住宅に困っている人で、収入基準等一定の資格要件を満たしている人は、入居の申し込みができます。(国籍を問わず、申し込みは可能です。)

◇◇ 制度の概要 ◇◇

■ 申込から入居まで



■ 募集の時期

原則として、2月・6月・10月に募集を行っています。なお、応募の少ない住宅(広島市北部の一部住宅)は、1月・3月・4月・5月・7月・8月・9月・11月で募集を行っています。

■ 入居資格

次のア～カのすべての条件を満たしていることが必要です。

ア	申込者が原則として成人であること。
イ	現に同居又は同居しようとする親族(以下「同居親族」という。)がいること。 ※原則として、夫婦(婚約者又は内縁関係にある方【住民票・保険証で確認できる方】を含む。)又は親子を主体とした家族であること。 ※単身又は特別な事情がある場合は、各受付機関にご相談ください。
ウ	世帯の収入(月収額:公営住宅施行令に定める収入額で、一般に言う「手取り」等とは異なります。)が158,000円以下であること。

エ	現在，住宅に困っていること。ただし，原則として持ち家のある方は申込みできません。
オ	申込者又は同居親族が暴力団員ではないこと。
カ	申込者又は同居親族に県営住宅の未納家賃，駐車場の使用料の滞納又は県営住宅，駐車場に係る損害賠償金がないこと。

この他，入居収入基準が一般世帯より高い裁量階層や単身入居等の制度もあるので，入居を希望される人は，ホームページで確認の上，受付機関にお問い合わせください。

◆県営住宅入居者募集案内 広島県HP：

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/108/1182992095227.html>

(2) 市町営住宅

県内の市町においても，賃貸住宅を供給しているところがありますので居住地の市区町役場の窓口にお問い合わせください。

問い合わせ先

市区町役場



(3) 広島県住宅供給公社

① 賃貸住宅

公社では、広島市及び東広島市内で賃貸住宅を供給していますので、入居の申し込み等の詳細については、公社にお問い合わせください。

■空家住宅の受付について

各住宅に空家がある場合、無抽選・先着順受付にて随時お申込みを受付します。
ご希望の住宅の空きがないため受付できない場合もあります。
申込みの際には、担当窓口で空家発生状況をご確認ください。

② 分譲宅地

公社では、分譲宅地を提供しています。申し込みなど詳しくは、公社にお問い合わせください。

問い合わせ先

広島県住宅供給公社
広島市中区大手町二丁目 11 番 15 号 新大手町ビル 3 階
●賃貸住宅のこと ☎082-248-2272
●分譲宅地のこと ☎082-248-2301
HP : <http://www.jkk-hiroshima.or.jp/>